平成16年(ネ)第648号損害賠償請求控訴事件(原審・大阪地方裁判所平成 15年(ワ)第6256号)

> 間 判

控訴人(1審原告) 同訴訟代理人弁護士 日本フネン株式会社

田倉整 同 内藤義三

被控訴人(1審被告) 近畿車輛株式会社

同訴訟代理人弁護士 美根晴幸

被控訴人が、大阪地方裁判所平成9年(ヨ)第2741号仮処分命令申立て事 件につき、平成10年3月26日に仮処分命令を得てその執行をしたことについて、被控訴人には過失がある。\_\_\_\_\_\_

事実及び理由

控訴の趣旨 第 1

原判決を取り消す。

主位的請求

被控訴人は、控訴人に対し、2000万円及びこれに対する平成15年 7月3日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

予備的請求

被控訴人は、控訴人に対し、1500万円及びこれに対する平成15年 10月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

仮執行宣言

第2 事案の概要

第2 事業の概要 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、被控訴人が控訴人を相手取り特許権に基づく差止請求権を被保全権利として仮処分命令申立てをし、仮処分命令を得てその執行をした後に、上記特許権に係る特許を無効とする審決が確定したため、違法な仮処分命令の執行により損害を受けたと主張して、主位的に不法行為に基づく損害賠償を、予備的に不当利得返還を求めた事案である。

原審は、被控訴人には仮処分命令を得てその執行をしたことについて過 失がなく、不当利得も成立しないとして、控訴人の請求をいずれも棄却したた め、控訴人が本件控訴を提起した。

(以下、控訴人を「原告」、被控訴人を「被告」という。) 前提事実

当事者間に争いのない事実並びに各項に掲げた証拠及び弁論の全趣旨に

より容易に認められる事実は、次のとおりである。
(1) 原告は、建築用不燃ドア、パネルの開発、製造、販売並びに施行(商

業登記簿記載のとおり)等を目的とする株式会社である。 被告は、車両の製造販売のほか、建築材料の製造修理、販売並びに取

付工事等を目的とする株式会社である。 (2) 被告は、次の特許権を有していた(以下「本件特許権」という。また、その特許公報である特公平5 - 43037号公報(甲21)を「本件公報」 本件公報の特許請求の範囲第1項に記載された発明を「本件特許発明」、本件 特許出願の願書に添付した明細書を「本件明細書」という。)。

第1861289号

発明の名称 採光窓付き鋼製ドアの製造方法

出願年月日 登録年月日 昭和63年7月20日

平成6年8月8日

要数十分1 特許請求の範囲 採光窓部の絞り線のコーナー半径が絞り加工によっ てほぼ20mm以下に形成される両面フラッシュドアにおいて、前面と背面パネルの少なくともいずれか一方の採光窓部の絞り線より内側にパネル板厚のほぼ 8倍以上のフランジ代を残した開口を設け、該開口の各コーナー部に前記絞り 線の各コーナーの曲線部分中央からの最短距離がパネル板厚のほぼ8倍以下と なる隅フランジ代を、先端に丸味を備えた切れ目または切り欠きによって形成

し、上記構成の両パネルを絞り加工によって絞り線の部分で内側に折り曲げ、 フランジ代が折り曲げられた両パネルをドア枠体と採光窓枠とに接着剤その他 の手段を用いて固着し、両パネルと一体化された採光窓枠に採光用窓ガラスを 挿入して保持させたことを特徴とする採光窓付き鋼製ドアの製造方法(請求項 1 )

(3) 被告は、平成9年10月28日、原告を相手取り、大阪地方裁判所に、本件特許権に基づく特許権侵害差止等請求訴訟を提起する(同裁判所同年(ワ)第10905号。以下「前訴事件」という。)とともに、同日、原告を債務をよる、同様制による第4人で、同様によりである。 務者として、同裁判所に、採光窓付き鋼製ドアの製造販売の差止め等を求める 仮処分を申し立てた(同裁判所同年(ヨ)第2741号。以下「本件仮処分事件」 という。)。

本件仮処分事件において、原告は、先使用による通常実施権の主張等をしたものの、後記の本件無効理由に関する主張はしなかった。また、原告は、前訴事件においても、平成12年12月ころまで、本件無効理由に関する主張

はしなかった。

(4) 大阪地方裁判所は、平成10年3月26日、本件仮処分事件につき、 債権者である被告の申立てを認める決定(以下「本件仮処分命令」という。) をした。

- (5) 被告は、執行官に対し、本件仮処分命令の執行を申し立て、担当執行官は、平成10年4月2日、債務者(原告)の本社工場内にあった採光窓付き鋼製ドア2枚につき、債務者(原告)の占有を解いて執行官の保管とする執 行をした。
- (6) 原告は、平成12年12月12日、本件特許権に対する無効審判請 求を行い(無効2000-35670号事件。以下「本件無効審判請求事件」 という。) 特許庁審判官は、平成13年11月9日、本件特許出願前に日本国 内において頒布された刊行物である特公昭53-11791号特許公報(甲1701。以下「刊行物1」という。)及び実開昭63-62219号のマイクロフィルム(甲1706。以下「刊行物2」という。)に記載された発明及び考案に基づいて当業者が容易に発明をすることができた(以下「本件無効理由」 という。) として、本件特許発明に係る特許を無効にする旨の審決(以下「本 件無効審決」という。)をした。

(7) 原告は、大阪地方裁判所に、本件無効審決を根拠として、本件仮処分事件につき事情変更による保全取消しを申し立てた(同裁判所平成13年) (モ)第59032号) ところ、同裁判所は、平成14年2月1日、本件仮処分 命令を取り消す決定をした。

- 高令を取り消り決定をした。 (8) 被告は、前記(7)の決定を不服とし、大阪高等裁判所に保全抗告をした(同裁判所平成14年(ラ)第176号)が、同裁判所は、平成14年7月31日、上記保全抗告を棄却する旨の決定をした。 (9) 被告は、本件無効審決を不服とし、東京高等裁判所に審決取消請求訴訟を提起した(同裁判所平成13年(行ケ)第575号)が、同裁判所は、平成15年3月26日、本件無効理由の存在を根拠として、被告の請求を棄却する旨の判決(以下「本件審決取消請求訴訟判決」という。)を言い渡し、被告は最高裁判所に上告を提起せず、上告受理申立てをしなかったため、上記判決及び本件無効案決は確定した。 決及び本件無効審決は確定した。
- 大阪地方裁判所は、前訴事件について、本件無効審決の後、審決が 確定するまで訴訟手続を中止した(特許法168条2項)。前訴事件は、平成 15年7月28日、被告(前訴事件原告)の請求放棄により終了した。 3 争点
- (1) 被告が本件仮処分命令を得てその執行をしたことについて、被告に 過失があるか否か。
- (2) 前記(1)で被告に過失がある場合に、被告の不法行為と相当因果関係 のある損害の有無及び額
  - (3) 不当利得返還請求の可否
- 争点に関する当事者の主張
  - 争点(1)について

【原告の主張】

本件特許権は本件無効審決の確定により遡及的に無効となったのである 本件仮処分命令に伴う本件特許権の行使は違法であり、特段の事情のな いかぎり、被告には過失があったものと推定すべきである(最高裁判所第三小 法廷昭和43年12月24日判決・民集22巻13号3428頁参照)。次の点に照らしても、本件では、被告の過失を否定すべき特段の事情は存しない。
(1) 一般に、無効審判請求がされた特許が最終的に無効と判断される割合は5割前後と相当高いから、特許権が特許庁審査官の審査を経て認められた

権利であるからといって、他の所有権等の私法上の権利と比べて安定した権利 であるとはいえない。したがって、特許庁の審査を経ているからといって、

然に無過失であるということはできない。

(2) 本件無効審決及び本件審決取消請求訴訟判決が認定した本件無効理 由は、本件特許発明は、本件特許出願前に日本国内において頒布された刊行物 1及び2に記載された発明に基づき進歩性がないというものである。歴史も古 く、プレス技術の分野で多彩な技術を有する被告にとって、調査困難な無効理 由であったとはいえないし、本件特許発明に特許性があると信じる特段の事由 も存しないから、被告は、これらの刊行物を知っていたか、仮に知らなくても 知り得べきであったという点で過失があったというべきである。

(3) 本件無効理由についてみると、本件特許発明は、四辺形にフランジを立てるには、四隅に切り欠きを設けてプレス等で曲げること、その切り欠き の奥には丸味を付けておくという周知の技術を、鋼製ドアの製造に応用したにすぎない。本件無効理由を肯定した本件無効審決及び本件審決取消請求訴訟判 決の理論構成や事実認定は、極めてオーソドックスなものであり、当業者とし

て本件特許に無効理由があることは十分予想できるものであった。

(4) 前記のような無効理由があるのであれば、原告側としてなぜもっと 早い段階で無効審判請求をしなかったのかを問題にする見解もあるかもしれな いので、この点について補足すると、そもそも無効審判請求を行うか否かは原告の自由であるばかりか、原告は、刊行物1を発見した時点では直ちに無効審判請求を行っている。原告が本件特許に対する無効審判請求を早期に行えなか ったのは、原告が専任の特許スタッフもいない地方の中小ベンチャー企業であ り、当初は特許事件の経験のない弁護士に依頼せざるを得ない状況にあったた めである。また、本件仮処分事件当時は、キルビー特許事件最高裁判所判決(最 高裁判所第三小法廷平成12年4月11日判決・民集54巻4号1368頁) が出される以前のことであったから、債務者である原告が本件仮処分事件の審 尋期日において本件無効理由を主張立証しなかったのはむしろ当然である(こ れらの点は、過失相殺の問題としても重視されるべきではないが、被告の無過 失をおよそ基礎付けるものでもない。)。 【被告の主張】

原告の引用する最高裁判所判決を前提としても、次の点に照らせば、本 件では、被告の過失を否定すべき特段の事情があるというべきである。

- 一般に、発明が進歩性を有するか否かの判断は決して容易ではない (1) ところ、本件特許発明は、専門家である特許庁審査官が先行技術や周知技術を検討した上で、いったんは特許査定をしたものであるから、刊行物1及び2により進歩性が否定されるか否かについて見解が相違することは当然であった。
- (2) 被告は、本件仮処分事件当時、刊行物1及び2の存在を知らなかっ 現に、被告は、本件特許が進歩性を有することを信じて、本件無効審判請 水事件における平成13年5月10日付け審判答弁書(乙20)や上記審決取 消請求訴訟における平成14年2月14日付け準備書面(乙21)で、本件特 許に進歩性が存することを具体的に主張していた。
- (3) 原告は、本件無効理由は極めてオーソドックスなものであるなどと 主張するが、刊行物 1 記載の発明には本件特許発明のような数値限定はないし、 刊行物2記載の考案は本件特許発明と技術分野が異なり、数値限定も欠くもの である。異なる技術分野への転用については、原被告間で本件特許の有効性が 争われていた当時、特許庁では、何らかの作用効果が認められれば登録を認め る考えが有力であったのであり、本件特許発明について転用が容易であったと はいえない。被告は、これらの点から、特許査定がされた本件特許発明に進歩 性ありと判断したものであり、過失はない。

- (4) 原告は、本件仮処分事件当時、本件特許につき無効審判請求を しなかったばがりか、その審尋期日においても、前記の無効理由を何ら主張し なかったのであるから、特許権者である被告が、本件特許の有効性を疑う余地 もなかった。
- 争点(2)及び(3)に関する当事者の主張の摘示は省略する。

当裁判所の判断

認定事実

(1) 本件無効理由

本件無効審決は、要旨、次のとおりの理由により、本件特許発明の進 歩性を否定した。(甲3)

本件特許発明の要旨

採光窓部の絞り線のコーナー半径が絞り加工によってほぼ20mm以 下に形成される両面ブラッシュドアにおいて、 前面と背面パネルの少なくともいずれか一方の採光窓部の絞り線よ

り内側にパネル板厚のほぼ8倍以上のフランジ代を残した開口を設け、

該開口の各コーナー部に前記絞り線の各コーナーの曲線部分中央か らの最短距離がパネル板厚のほぼ8倍以下となる隅フランジ代を、先端に丸味 を備えた切れ目又は切り欠きによって形成し、

上記構成の両パネルを絞り加工によって絞り線の部分で内側に折り

曲げ、

フランジ代が折り曲げられた両パネルをドア枠体と採光窓枠とに接 着剤その他の手段を用いて固着し、

両パネルと一体化された採光窓枠に採光用窓ガラスを挿入して保持 させたことを特徴とする採光窓付き鋼製ドアの製造方法。」

刊行物1の記載

刊行物1には、

「窓の周縁からドアの内側に向って屈曲したガラス等の挟持用リブを備えたフラッシュ板を2枚重ね合せて成るフラッシュドアを製造するに当た り、平板状のフラッシュ板の窓の輪郭線より内側に挟持用リブの幅だけ内側に 位置する開口部を形成し、上記構成のフラッシュ板をプレス加工によって窓の 輪郭線の部分で内側に折り曲げ、挟持用リブが折り曲げられた2枚のフラッシュ板を挟持用リブが内側へ向くように、枠板及び補強枠を介して重ね合わせ、補強板にガラスを挿入し、リブの間にガラスを嵌着するようにした窓付きスチ ール製フラッシュドアの製造方法」が記載されている。

刊行物2の記載

ア刊行物2には、

- プレス加工により板部材に屈曲部を有するフランジを成形加工す 歪みの発生を回避するために、板部材の開口の各コーナー部に隅フラ ンジ代を、先端に丸味を備えた切り欠きによって形成すること」が記載されて ĺ١٥.
- 本件特許発明と刊行物1記載の発明の一致点と相違点 本件特許発明と刊行物 1 記載の発明とを対比すると、次の点で一致し、 後記の点で相違する。

(一致点) 採光窓部の絞り線のコーナー半径が絞り加工によって所定の寸法に 形成される両面フラッシュドアにおいて、前面と背面パネルの少なくともいず れが一方の採光窓部の絞り線より内側に所定の寸法のフランジ代を残した開口 を設け、該開口の各コーナー部に前記絞り線の各コーナーの曲線部分中央から でなり、 8月100日コーケー品に関記窓り続めるコーケーの曲線部が中央から の最短距離が所定の寸法の隅フランジ代を形成し、上記構成の両パネルを絞り 加工によって絞り線の部分で内側に折り曲げ、フランジ代が折り曲げられた両 パネルをドア枠体と採光窓枠とに接着剤その他の手段を用いて固着し、両パネ ルと一体と対抗を決定を枠に採光窓用ガラスを挿入して保持させた採光窓付き 鋼製ドアの製造方法。」

(相違点)

本件特許発明では、絞り線のコーナー半径の所定の寸法が「ほ ぼ20mm以下」であるのに対し、刊行物1には特定の寸法は記載されていない 点(以下「相違点 」という。)。

(イ) 本件特許発明では、フランジ代の所定の寸法が「パネル板厚のほぼ8倍以上」であるのに対し、刊行物1には特定の寸法は記載されていない

点(以下「相違点」という。)。

(ウ) 本件特許発明では、隅フランジ代の所定の寸法が「パネル板厚のほぼ8倍以下」となる、及び、隅フランジ代を「先端に丸味を備えた切れ目または切り欠きによって」形成するのに対し、刊行物1には、隅フランジ代の特定の寸法、及び、隅フランジ代を上記のように形成することは記載されていない点(以下「相違点」」という。)

進歩性の判断

上記各相違点について検討すると、相違点 の開口部の各コーナー部に隅フランジ代を先端に丸味を備えた切り欠きによって形成することは、刊行物2記載の技術的思想を用いて、当業者ならば容易に想到し得たものであり、相違点 ないし の数値限定は、数値に臨界的意義が認められず、当業者が適宜選択する事項である。そして、本件特許発明の効果も刊行物1及び2記載の発明なる表別し得る程度のたるである。 発明から予測し得る程度のものである。

したがって、本件特許発明は、刊行物1及び2記載の発明に基づい て当業者が容易に発明をすることができたものである。 (2) 本件審決取消請求訴訟判決

, 被告は、本件無効審決に対する審決取消請求訴訟において、審決取消 として「本件特許発明と刊行物1(引用例1)記載の発明との一致点の 認定の誤り、 同として「相違点 、 についての判断の誤り、同 として 「相違点 についての判断の誤り」を主張したが、東京高等裁判所はいずれの 主張も排斥し、本件無効審決の判断に誤りはないとして、上記請求を棄却した (甲3)

## - 爭点(1)について (1<u>)</u> はじめに 2

ア 本件特許権は、本件無効審決の確定により、初めから存在しなかったものとみなされる(特許法125条)から、被告が、本件特許権に基づく差 止請求権を被保全権利として本件仮処分命令申立てをし、本件仮処分命令を得

てその執行をしたことは、結果として違法である。

仮処分命令が被保全権利の不存在を理由に取り消された場合におい 同命令を得てこれを執行したことにつき債権者に故意又は過失があったと きは、債権者は民法709条により債務者がその執行によって受けた損害を賠償すべき義務があり、一般に、仮処分命令が異議もしくは上訴手続において取り消され、あるいは本案訴訟において債権者敗訴の判決が言い渡され、その判決が確定した場合には、他に特段の事情のないかぎり、当該債権者には過失が あったものと推定すべきではあるが、当該債権者において、その挙に出るについて相当な事由があった場合には、上記取消しの一事をもって同人に当然過失があったということはできないというべきである(最高裁判所第三小法廷昭和43年12月24日判決・民集22巻13号3428頁参照)。
ウ このことは、特許権に基づく差止請求権を被保全権利とする仮処分金のが発金され、その執行がされた後に、当該特許を無効とするに必要された金の

命令が発令され、その執行がされた後に、当該特許を無効とする旨の審決が確

定した場合においても同様であると解するのが相当である。 確かに、特許権に基づく差止請求権を被保全権利とする仮処分は、 被保全権利である特許権が特許庁審査官による特許出願の審査及び特許査定を 経て設定登録されたものであるし、進歩性の有無に関する判断は、一般に、 該特許発明、引用発明及び上記両発明の対比による一致点・相違点の認定のほ あ行計完明、引用完明及び工記画完明の対にによる一数点、何達点の認定のはかに、これを基礎として、出願前に当業者が当該特許発明に容易に到達することができたか否かという評価が入るため、専門的、技術的知識を要する困難かつ微妙な判断であることが多いということからすれば、特許権が進歩性を欠くという理由で無効審決の確定により無効になったからといって、債権者に過失 があったものと推定することは、酷に失するという余地もないではない。

しかし、一方において、製造販売差止めの仮処分が執行された場合 には、債務者は、営業上及び信用上、極めて深刻な打撃や影響を受けることも 珍しくない(特に、対象製品が債務者の主力製品であったときは、債務者が倒

産に至ることすら考えられる。) ことを考慮すれば、特許権が特許庁審査官の 審査及び査定を経て設定登録されたものであるとか、進歩性の有無に関する判断が困難かつ微妙なものであることが多いなどという一般的、抽象的な事情を もって債権者の過失を否定することは、当事者間の衡平を失するものであり、

相当ではないといわざるを得ない。 エーそして、本件において、被告が本件仮処分命令申立てをし、本件仮 処分命令を得てその執行をしたことについての相当な事由(以下、単に「相当 な事由」ということがある。)があったか否かを判断するに当たっては、まず、 被告において、本件仮処分命令申立て時までに、先行技術を既に知っていたか 又は容易に知り得たかを検討し、その上で、既に知っていたか又は容易に知り 得た先行技術に基づき、被告が、本件特許発明に進歩性があると信じるにつき 相応の根拠があったか否かについて検討すべきである。

(2) 先行技術の調査

ア(ア) 証拠(甲17の1)及び弁論の全趣旨によれば、刊行物1は、「フラッシュドアの製造法」という名称の特許権に係る、本件特許出願前に日本国内で頒布された刊行物である日本国特許公報であり、刊行物1記載の発明 の技術分野は、本件特許発明と同一であることが認められる(本件特許発明と 刊行物 1 記載の発明の国際特許分類は、いずれも E 0 6 B 3 / 8 2 である。)。

してみると、被告は、本件特許の出願前か、遅くとも本件仮処分命令申立て前に、当業者の通常の注意力をもって本件特許発明と同一の技術分野における先行技術を調査すれば、容易に刊行物1の存在を知り得たものであ る。

(イ) なお、前記前提事実、証拠(甲3、乙1~3)及び弁論の全趣 旨によれば、原告は、本件仮処分命令申立てがされた当初は、先使用による通 常実施権の抗弁等を主張するにとどまり、本件仮処分命令申立て時から3年以上経過した平成12年12月12日に、ようやく刊行物1を添付して本件無効審判請求をするに至ったことが認められる。
しかしながら、本件仮処分事件において、原告が刊行物1を提出できなかったからといって、直ちに被告も同様に刊行物1を知り得なかったということはできない。前記(ア)によれば、被告が刊行物1を極めて容易に発見できたことは明られてあるから、原告が刊行物1の発見に時間を要し、本件仮

できたことは明らかであるから、原告が刊行物1の発見に時間を要し、本件仮 処分事件において刊行物1を提出できなかったことは、前記(ア)の認定を左右 するものではない。

イ(ア) また、証拠(甲17の6)及び弁論の全趣旨によれば、刊行物「プレス加工装置」という名称の実用新案に係る、本件特許出願前に日 本国内で頒布された刊行物である日本国公開実用新案公報のマイクロフィルムであり、上記考案の技術分野は、本件特許発明と同一であるとはいえない。

(イ) しかしながら、本件特許発明は、プレス加工等により採光窓付き鋼製ドアを製造する方法に係るものであるから(甲21、弁論の全趣旨) 刊行物 2 記載の考案の技術分野と本件特許発明の技術分野は、関連性が強いも のということが相当である。

してみると、本件において、被告は、本件特許出願前か、遅くと も本件仮処分命令申立て前に、当業者の通常の注意力をもって本件特許発明と 関連性が強い技術分野における先行技術を調査すれば、容易に刊行物 2 の存在 を知り得たものである。

ウ 以上によれば、本件において、被告は、本件仮処分命令申立て時ま刊行物1及び2を知り得たことを前提とするのが相当である。 3) 進歩性判断の容易性 前記(2)の認定に基づき、被告が本件特許発明が進歩性を有すると信

じたことにつき相応の根拠があるか否かについて検討する。

相違点 について

本件公報記載の特許請求の範囲のうち、「採光窓部の絞り線のコー ナー半径が絞り加工によってほぼ20mm以下に形成される両面フラッシュドアにおいて」という記載は、前提を示した部分であると解される。また、本件公 報の発明の詳細な説明によれば、本件特許発明は、「採光窓部のコーナー半径 が20mm程度以下になると、絞り加工されるパネルの開口部コーナーに歪や板 割れが発生」する(本件公報の2欄8~10行目参照)という従来の技術の問

割れが発生」する(本件公報のと懶る~「ひ打百参照」という従来の技術の問題点を示した上で、その課題を解決するために、後記相違点 に係る構成を採用したものであるということができる。(甲3) してみると、コーナー半径20mm以下という数値限定は、本件特許発明の前提を示すものにすぎず、技術的意義がないことが明らかである。被告が、相違点 について進歩性があると信じたことについて、相応の根拠がある ということはできない。

相違点について

フランジ代がパネル板厚の 8 倍以上になることは、通常想定される ことであり、8倍という数値に臨界的意義があると認めるべき事情もなく、当業者が適宜採用し得る事柄であると認められる(甲3)。そして、本件明細書にも、フランジ代がパネル板厚の8倍以上になることにつき、臨界的意義があ ることを示唆する記載は全くない(甲21)

してみると、被告が、相違点 について進歩性があると信じたこと について、相応の根拠があるということはできない。

相違点 について (ア) 丸味切り欠き

前記認定のとおり、被告は、本件仮処分命令申立て時までに、刊行物2の存在を知り得たものと認められ、証拠(甲17の6)によれば、刊行物2には、「プレス加工により板部材に屈曲部を有するフランジを成形加工す る際に、歪みの発生を回避するために、板部材の開口の各コーナー部に隅フラ ンジ代を、先端に丸味を備えた切り欠きによって形成すること」が記載されて いることが認められる。

これに加えて、証拠(甲5の1・2、甲6)によれば、リンナイ株式会社が昭和53年11月に製造したガスストーブの上部の排気口部には、四辺形の開口部のコーナー部及び直線部にフランジを付けた曲げ加工がされており、上記形状は、四隅の先端に丸味を備えた切り欠きを設けた上で、プレス 加工で直線部及びコーナー部を同時成形したものであることが認められ、これに証拠(甲17の1、3、5、6、7、甲20の65)及び弁論の全趣旨を併 せ考慮すると、本件特許出願時において、四辺形の開口部にフランジを立てる

に当たって、四隅の先端に丸味を備えた切り欠き又は切れ目を設け、プレス等で折り曲げることは、当業者にとって周知・慣用の技術であったと認められる。前記(2)イ(イ)のとおり、被告は、プレス加工技術についての当業者であると認められるから、四辺形の開口部にフランジを立てるに当たって、四隅に先端に丸味を備えた切り欠き又は切れ目を設け、プレス等で折り曲げる ことが周知・慣用の技術であることを知っていたと推認することができ、これ を覆すに足りる反証はない。

また、刊行物2記載の考案及び上記周知・慣用の技術をフラッシ ュドアの製造に適用することを妨げるべき事情が存在することを認めるに足り る証拠はない。

> (イ) 数值限定

本件特許発明が対象とする採光窓付き鋼製ドアを製造する際に、隅フランジ代を小さくすればするほど、開口部コーナーの歪みや板割れが少な くなることは自明である。

本件明細書には、隅フランジ代を板厚のほぼ8倍以下とするその 数値自体に、何らかの臨界的意義があることを説明したり示唆したりする記載はなく(甲21)他に、これを認めるに足りる証拠は全くない。
(ウ)以上によれば、被告が、相違点について進歩性があると信じたことについて、相応の根拠があるということはできない。

また、これらの数値限定等を組み合わせることによって、予測困難 な顕著な作用効果が生じるというべき証拠も見当たらない。

(4) なお、前記前提事実のとおり、大阪地方裁判所は、前訴事件におい 本件無効審決がされた後に、直ちに本件特許に無効理由が存在することが 明らかなときに当たるとして請求棄却の判決をするのではなく、本件無効審決

の確定まで訴訟手続を中止した(特許法168条2項)ことが認められる。 しかしながら、侵害訴訟を担当する裁判所が、特許に無効理由が存在 することが明らかなときに当たるとして請求を棄却する旨の判決を言い渡し、 それが確定すると、その後、審決取消請求訴訟において、無効審決が取り消され、改めて無効審判請求において請求が成り立たないという審決が確定しても、 もはや特許権者を救済することは極めて困難であると解されるから、侵害訴訟 を担当する裁判所としては、特許が無効になる可能性が極めて高いと判断して も、そうでない可能性が存在する限りは、訴訟手続を中止することも考えられ る。

したがって、前訴事件において訴訟手続が中止されたからといって、 本件特許について無効理由が存在するか否か微妙な事案であったと推認することはできず、このことは被告の過失を否定すべき事情とはいえない。

(5) 以上によれば、被告が、本件特許発明に進歩性があると信じたことにつき相応の根拠があるとはいえず、他に、被告の過失を否定すべき特段の事 情は見当たらない。

したがって、被告が本件仮処分命令を得てその執行をしたことについ

て、被告に過失があるというのが相当である。 3 その他、原審及び当審における当事者提出の各準備書面記載の主張に照 らし、原審及び当審で提出、援用された全証拠を改めて精査しても、当審の認定、判断を覆すほどのものはない。

4 以上によれば、被告には、本件仮処分命令を得てこれを執行したことについて過失があったものと認められる。したがって、これを前提に、引き続き 被告の過失と相当因果関係のある損害の有無及び額について審理を行うべきも のである。

よって、主文のとおり中間判決をする。

(口頭弁論終結・平成16年6月9日)

大阪高等裁判所第8民事部

竹 裁判長裁判官 原 俊 裁判官 小 野 洋 裁判官 中 村 11.7